

## 愛泉園訪問入浴介護事業所 重要事項説明書

この重要事項説明書は法令に基づき利用者または家族のサービス選択に資する事項の説明を目的とするものです。

事業所の概要や提供いたしますサービスの内容、御利用の際に御留意いただきたい点に関しましては以下に記載する通りとなります。

### (事業所の目的)

社会福祉法人正栄会(以下、事業者)が運営する、愛泉園訪問入浴介護事業所(以下、事業所)は、契約に基づき利用者に対しての訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴事業(以下、総じて訪問入浴)における介護サービスを提供いたします。

利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅においての入浴の援助を行い、身体清潔保持や心身機能の向上等を目的とします。

### (事業者)

- ・ 法人名 社会福祉法人 正栄会
- ・ 所在地 鹿児島県鹿児島市川田町1090番地
- ・ 代表者 理事長 上片平 栄昭
- ・ 設立年月 昭和55年8月21日
- ・ 連絡先 099-298-8153

### (事業所)

- ・ 事業所の名称 愛泉園訪問入浴介護事業所  
介護保険事業所番号 鹿児島県指定 第 4673200053 号
- ・ 施設種類及び指定年月(最新)  
指定通所介護事業所 (平成26年4月1日)  
指定介護予防介護事業所 (平成29年4月1日)
- ・ 所在地 鹿児島県鹿児島市東俣町127-1
- ・ 管理者 馬込 健一
- ・ 開設年月 平成元年7月1日
- ・ 連絡先 099-298-8331

### (運営方針)

介護保険法に基づく要介護状態区分等において要支援又は要介護の高齢者に対し、入浴を通じてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、常に利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえ必要なサービスを適切に提供すると同時に、利用者の援助を行う家族への身体的・精神的等の負担軽減を図る事とします。

### (通常の事業の実施地域)

鹿児島市及び日置市伊集院町  
※事業所より概ね半径 20km付近とします。

### (営業日)

月曜日から土曜日まで(祝日を含む)とします。  
※但し 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日の他、天候・天災等における実施困難な日等含め、明らかに運営上支障となることが想定されると事業者が判断された日は除きます。

### (営業及びサービス提供の時間)

営業時間は、営業日における「8:30～17:30」となります。  
※ 電話連絡等は営業時間外等においては事業所外に転送される場合があります。

サービス提供時間帯においては、「9:00～17:00」となりますが、ケアプランに基づいたサービス提供時間に基づき、且つ個々の契約により決定いたします。

### (利用定員数)

利用定員は通所介護・介護予防合わせて4名/日です。

### (職員の配置)

訪問入浴介護におけるサービスを提供する職員として、  
○ 管理者 ○ 介護職員 ○ 看護職員  
を法令・指定基準等に基づいた職員数にて配置しております。  
その他、事務員等の運營業務上に必要な職員を配置しております。

### (通所介護事業の主な内容)

○ 健康チェック ○ 入浴 (全身浴または部分浴や清拭)  
※医師や看護師等の医療的免許を有しない介護職員にて、各種法令に基づく又は準じた範囲での処置を行う場合があります。

### (利用料)

介護報酬または保険者による告示にて、利用者の介護保険証に記載された介護状態区分等とサービス提供内容に応じた利用料金となります。ただし、実際の自己負担額は基本的に介護保険負担割合証に基づいた自己負担額となり、また関連法令により給付制限等にて変更となる場合がありますが、その際には法令に準じたものとします。

自己負担分に関しましては、提供月毎に単位等集計を行い各法令等の有無に基づいて請求させていただきますので、内容は明細書にてご確認ください。

### ◎ 指定訪問入浴介護事業

介護職員2名と看護職員1名の計3名体制

要介護状態 区分等	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス提供 単位	1,234 (※部分浴又は清拭=864)				
サービスに係る 自己負担額 (1割の例)	1,234円 (※部分浴又は清拭=864円)				

※ 利用料は1回あたりとなります。

上記のサービス提供に加算される単位(届出分) ※算定基準に基づいて実施。

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 5.8%  
※介護職員の賃金改善等を実施の為、法令に基づき所定単位数に加算いたします。

### ◎ 指定介護予防通所介護事業

介護職員1名と看護職員1名の計2名体制

要介護状態区分等	要支援 1	要支援 2
サービス提供 単位	834 (※部分浴又は清拭=583)	
サービス利用に係る 自己負担額 (1割の例)	834円 (※部分浴又は清拭=864円)	

※ 利用料は1回あたりとなります。

上記のサービス提供に加算される単位(届出分) ※算定基準に基づいて実施。

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 5.8%  
※介護職員の賃金改善等を実施の為、法令に基づき所定単位数に加算いたします。

### (介護保険の給付対象とならないサービス等)

以下のサービスは、利用料の全額が御利用者の負担となり、費用に関しては請求明細において区分し明記いたします。

項目	内容	利用料
日常生活上必要となる諸費用	通常必要となる日常生活品の購入等、日常生活に要する費用においては、ご利用者にご負担いただきます。	実費相当分負担 (例)おむつ代 1枚当たり:150円
事業の実施範囲外への送迎に対する費用	実施範囲外への送迎を実施した際のご負担費用です。	超過1kmにつき 30円

### (利用中止時のキャンセル料について)

原則、前日以前または当日共にキャンセル料は徴収しておりません。ただし例外として、ご利用予定日に申し出がなく体調不良等の正当な理由もないまま中止とされ、運営または業務体制に支障をきたした場合にはキャンセル料(1日分の自費負担相当額)を徴収させていただきます。

### (秘密保持・個人情報の取り扱い)

当事業所の従事者(雇用契約上、従事者ではなくなった場合も含む)は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報について秘密を保持いたします。これらは、事業者と従事者等に交わす雇用契約の内容にも明記いたしております。

ただし、適正公平なサービス提供上又は事業者運営業務上において必要とされる内容等につきましては、事業者・事業所内または必要とされる関係機関等へ開示・照会等させていただく場合がありますのでご了承ください。

### (緊急時における対応)

事業所が実施する訪問入浴の提供時において利用者の体調および状態等の急変等が発生した場合には、速やかにご家族様ならびに主治医を含めた関係機関との連携・連絡を図り対応いたします。

## (非常災害対策)

訪問入浴従事者等は事業所が実施する訪問入浴の提供時において、予期せぬ災害等が発生した場合には利用者の安全を確保し、避難計画等に基づいて避難・誘導等を行います。

避難先については、災害等の状況により屋外への避難誘導等又は、家族及び関係機関等の指示等による地域における避難所並びに福祉避難所等への必要な対応等を行います。

また、行政機関等の指示がある場合はそれに準じることがありますのでご了承ください。

## (賠償責任)

サービス提供責務下で当事業所において、事業所の責任にて賠償すべき事故が発生した場合、事業所の責任の及ぶ範囲においては速やかにその損害を賠償いたします。

その為に当事業所は損害保険に加入しており、状況把握・確認等の為に保険会社等へ個人情報等の開示等を行う場合がありますのでご了承ください。

## (利用時の留意事項)

### (1) 免責事項

- ・ 原則として、御利用者(又は契約者)のサービス提供に必要な移動経路及び提供に必要なとされる器具等の搬入経路及び居室等においてのみ、訪問入浴従事者にて居宅等への訪問を行います。契約者等により指示又はサービス提供に必要なと判断された場合にはこの限りではありません。また、訪問入浴提供時の居室等の貴重品等に関しては全個が自己管理となり、紛失等に対して事業所側は免責事項とさせていただきますので、貴重品等を有する場合にはトラブル防止の為ご利用前に職員へお申し出ください。
- ・ サービス提供の性質上、契約者等居宅内の水道を利用させていただきますが水道料金及びサービス提供下での使用に起因しない水道等の故障や破損等につきましては契約書に基づき、事業所側の免責事項とさせていただきます。

### (2) 禁止事項

- ・ サービス提供時において、宗教・政治・営利等の活動等含めた関連の無い行為は禁止とさせていただきます。

### (3) その他

- ・ サービス提供前に発熱等や感染症等の症状が見られた場合には、ご利用をご遠慮させていただきます場合があります。
- ・ サービス提供時において、必要とされる器具等について危険を伴うと判断される場合は職員の指示に従っていただきます。
- ・ 職員に対して明らかに過度と見られる身体的接触や言語的暴力等により、人権侵害とされる行為があり、且つ事業者又は事業所側及び当該関係者等より本人または家族等への申し出をさせていただいたにも関わらず、改善等がされないまたは見られない場合には当該事象の説明を行うと同時に、家族側と事業所側との間でお互いに協議等尽くした結果として、利用を休止または中止等させていただくことがあります。また、この事項に関する記録も関係法令に基づいた期間内、契約書と共に保管します。

(苦情及び相談等の受付)

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けております。

苦情及び相談等をお受けした場合には、事業者・事業所において必要に応じた関係機関等との連携を図りながら解決や対応等を図ってまいります。

受付窓口	職務及び担当者	連絡先
事業所	介護職員 鶴留 靖久	099-298-8331
事業者	管理者 馬込 健一	099-298-8332
第三者委員会	松本 博子	099-222-9091
	濱嶋 安	099-243-8441
行政機関やその他	鹿児島市役所 健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課	099-216-1280
	鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	099-286-2200
	鹿児島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	099-213-5122